

令和 8 年度  
第 2 回 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会  
議事録

|       |                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 開催日時  | 令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 1 時 30 分                                                                                                                                                                                                                         |                                                                       |
| 開催場所  | 泉大津市役所 3 階 大会議室                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                       |
| 出席者委員 | 川井委員長、藤井委員、藤原委員、赤井委員、定永委員、金原委員、三平委員、木下（厚）委員、各務委員                                                                                                                                                                                                      |                                                                       |
| 欠席者   | 木下（尚）委員                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                       |
| 事務局   | 保険福祉部長<br>高齢介護課長<br>高齢介護課参事<br>高齢介護課給付保険料係長<br>高齢介護課長寿推進係長<br>高齢介護課給付保険料係総括主査<br>地域包括支援センター所長<br>地域包括支援センター課長補佐                                                                                                                                       | 吉野 久絵<br>谷本 典之<br>中平 美和子<br>川上 景子<br>清水 典子<br>川真田 高代<br>寺岡 早苗<br>浅原 豊 |
| 案件    | （１）地域包括支援センター実績報告について<br>（２）地域密着型サービスについて<br>（３）現行計画（令和 6 年度から令和 8 年度）の達成状況について<br>（４）事業所アンケート結果報告について<br>（５）計画構成案について<br>（６）その他                                                                                                                      |                                                                       |
| 資料    | 地域包括支援センターの令和 7 年度実績報告について（資料 1）<br>地域密着型サービスについて（資料 2）<br>現行計画（令和 6 年度から令和 8 年度）の達成状況について（資料 3）<br>介護保険サービス提供事業所調査・ケアマネジャーに関する調査結果報告書（案）（資料 4）<br>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（認知症施策推進計画）の策定について（資料 5）<br>＜当日配布資料＞<br>泉大津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査 結果報告書 修正箇所 |                                                                       |

| 議 事 の 経 過 |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 言 者     | 発 言 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局       | <p>ただ今より第2回泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開会いたします。本日の会議につきましては、泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則第6条第2項の規定により、委員10名中、本日出席委員は9名ですので、本会議は成立しますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、これより審議に移らせていただきます。泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則第6条第1項の「委員長が議長となる」に基づき、以下の議案については委員長に議長をお願いいたします。それではよろしく願いいたします。</p> |
| 委員長       | <p>まず本日の会議は公開ですが、傍聴者がいらっしゃいませんでした。</p> <p>それでは案件に入ります。最初の案件である（1）地域包括支援センター実績報告につきまして事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                              |
| 事務局       | 案件1．地域包括支援センター実績報告について説明                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委員長       | ただいまの説明につきまして、何かご意見やご質問はありますか。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委員        | <p>資料6頁の「（7）② 認知症サポーター養成講座」の市内累計サポーター数は14,260名で、泉大津市の人口の約5分の1にあたるサポーターがおられます。</p> <p>5月19日の第1回委員会にて「みまもりあいアプリ」の登録人数をお尋ねした際、その時点では9名とお聞きました。「みまもりあいアプリ」については、行方不明者が登録された際に情報が通知される仕組みですが、全国規模のアプリになると全国の情報が一斉に登録者に発信されて大規模なことになるのではないのでしょうか。その点についてどのような仕様になっているか教えていただきたい。</p>        |
| 事務局       | <p>「みまもりあいアプリ」は日本全国誰でも登録が可能です。ご家族などが行方不明になられ、「情報発信をする」時になったら、発信圏内を選ぶことができるようになっています。10km圏内や20km圏内などを選ぶと、大体市内をカバーすることができると考えております。</p>                                                                                                                                                 |
| 委員長       | <p>他にご質問等はございませんでしょうか。それでは、特にないようですので次に進ませていただきます。</p> <p>次の案件である（2）地域密着型サービスについて事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                  |
| 事務局       | 案件2．地域密着型サービスについて説明                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委員長       | ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見等がありますか。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 委員        | <p>質問というより、根本的なことを教えていただきたいのですが、「地域密着型」の登録にあたっての条件などを教えていただけますでしょうか。特別養護老人ホームなどは全てが地域密着型だと思っていましたが、資料には1箇所しか掲載されておらず、市内にある特別養護老人ホームと同系列かと思います。なぜ1箇所しか掲載されていないのか、その理由を教えていただきたい。</p>                                                                                                   |
| 委員長       | 指定によって異なりますが、事務局より説明してください。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局       | 地域密着型サービスやその他のサービス含め、全て岸和田市広域事業者指導課                                                                                                                                                                                                                                                   |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>へ届出を提出することになっています。地域密着型サービスにつきましては、先程、説明させていただきましたとおり、要介護度にかかわらず、住み慣れた地域で、通所や在宅と同じサービスが受けられることを目的としています。市内の事業所で利用できるのは、泉大津市民の方と、他市で介護保険証が発行された住所地特例対象者で泉大津市内に住民票を移されている方です。届出の要件につきましては、広域事業者指導課に問い合わせることになりますが、利用者が在宅と同じレベルのサービスを地域に根ざした形で継続して受けられるよう提供しているものです。</p> |
| 委員長 | <p>補足いたしますと、地域密着型は地域に根ざしたものです。通常の特別養護老人ホームなどの都道府県が指定する施設は利用定員が100人や200人規模と大きくなります。地域密着型サービスは「定員 29 人以下」という規定があり、市町村が独自に指定できる点が特徴です。一般的な特別養護老人ホームは都道府県が指定を行うため、利用者や地域との距離が遠くなりがちですが、市町村が指定を行う地域密着型では顔の見える関係性を保ちながら運営することができます。</p>                                        |
| 委員  | <p>わかりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員  | <p>資料2-1の介護利用者数の1番左の列に「事業対象者」欄がありますが、ほとんど「0」となっています。この数値が意味するところについて教えてくださいませんか。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 委員長 | <p>事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>事業対象者とは、要支援・要介護の認定には至らないものの、総合事業の利用対象となる方のことです。要支援・要介護の認定申請では、調査員が調査をし、主治医の先生に意見書を書いてもらい、審査会を経て結果が出るまで時間がかかります。一方、要支援・要介護状態でない、生活の手助けがそこまでたくさん必要ではない状態の方で総合事業のサービスの利用を希望される方に対し、窓口でいくつか聴き取りをします。その結果、対象者になった方を「事業対象者」として、総合事業をご利用いただく仕組みとなっています。</p>                  |
| 委員長 | <p>要支援・要介護であれば介護保険の対象であることがわかりますが、「元気な方」という区分は幅広く、自立されている方から一部支援が必要な方までいらっしゃいます。元気でもあっても支援が必要な方が申請し、認められれば「事業対象者」としてサービスを受けられるということです。</p> <p>それでは、他にご質問等はありませんか。</p>                                                                                                    |
| 委員  | <p>地域密着型のサービスは市民を対象としたサービスということですが、デイサービスの施設によっては他市在住者の利用割合に大きなバラつきがあるように思います。多い施設では定員に対して7割も他市の方が利用されていますが、このような背景や状況を説明してください。</p>                                                                                                                                     |
| 委員長 | <p>いかがでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>他市の利用者が多い事業所に確認しましたところ、例えば表中「地域密着型通所介護（デイサービス）」の1つ目の事業所におきましては、市外利用者として記載のある7名全員が「住所地特例制度」を使った保険証をお持ちということでした。また、泉大津市発行の被保険者証をお持ちでない方や、近隣の他市にお住まいで住民票も他市にある方が、泉大津市内の地域密着型サービスを受けられたい場合は、市町村間の同意を得ていただいた上で利用していただくこととなります。事業所を利用される方の一部は、市町村間の同意を得て利用されている方も</p>       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 含まれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委員長 | <p>では、他にいかがでしょうか。ご意見がないようですので次に進ませていただきます。</p> <p>次の案件である（３）現行計画（令和６年度から令和８年度）の達成状況について事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | 案件３．現行計画（令和６年度から令和８年度）の達成状況について説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 委員長 | ただいまの説明につきまして、何かご意見やご質問がございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委員  | 評価の低かった、いわゆる自己評価で「×」がついているものだけ説明がありましたが、「△」がついているものもあります。これについても、やはり説明していただけたらと思います。といいますのも、「△」でも「継続」となっているものがあります。このあたりはかなり低い、「×」に近いものもありますので、「見直し・検討」が必要なのではないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委員長 | 事務局よりお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>それでは、「△」となっている項目ですが、まず１頁目の「ハイリスク高齢者の早期発見」につきまして、訪問で状況を把握しています。こちらが「△」となっているのは、資料の最後の頁にあります目標数値に対する達成率を令和７年度で割り戻し、30～59%となったためです。こちらにつきましては、令和６年度の目標が１,591名と、75歳以上の人数に対してかなり高い目標を設定しております。その理由といたしましては、コロナ下において訪問に行けなかった時期があり、その行けなかった人数をも含め、目標としたためと聞いております。なお、令和７年度の75歳の訪問対象者は961名となっており、こちらの対象者全員に訪問し、確認や聞き取り等を行い、困りごと等がないかの把握に努めています。次に３頁「医療と介護の連携強化」で在宅医療フォーラムを令和７年度１０月に開催しました。参加人数は57名で、令和７年度目標の開催回数３回、参加人数160名に対して、数字上の達成率が33～36%にとどまることから「△」としてしています。今後の方向性について「見直し・検討」と記載していますが、過去に出前講座等も実施しており、今後、出前講座の開催について見直したいと聞いています。４頁の「自治会における防犯カメラ」につきまして、令和７年度の目標台数15台に対し、設置台数が8台となったため「△」となりました。設置台数につきましては年度によってバラつきがございます。課題と対策に記載のとおり、こちらは今後も「継続」としております。同じ頁の「介護サービス事業所への運営指導」につきましては、目標数38件に対し、実際は10件にとどまっております。課題や対応策にありますとおり、新規指定や変更等で人員や時間が圧迫されていますが、今後の指導効率向上を目指し、こちらは「継続」としてしております。</p> |
| 委員  | 追加の質問ですが、１頁の「ハイリスク高齢者の早期発見」にあります「把握訪問」について、訪問を行うのは誰ですか。CSWなのか、それとも地域包括支援センターの担当者ですか。また、民生委員による「すこやか訪問」や、地区福祉委員による「友愛訪問」などとの関係性について教えていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委員長 | では事務局、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | 把握訪問事業につきましては、75歳のお誕生日を迎えられた時点で、介護保険の認定が未申請で介護保険を利用していない方を対象としています。訪問を行うのは、市の職員である看護師等の専門職の職員です。市独自で作成したフレイルや生活に関するアンケートの結果をもとに、専門職の立場から日常生活のアドバ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>イスを行うとともに、必要に応じて一般介護予防事業や介護保険の認定申請をご案内する事業となっています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委員  | <p>よくわかりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 委員長 | <p>私の方から一点、記載方法の問題としてお伺いします。6頁の上から2つ目の「ボランティア等の育成」の項目における課題と対応策の内容を拝見しますと、自己評価は「◎」となっています。介護予防ボランティア養成講座参加者は目標値を達成しており、実際の活動もされているとおっしゃっておられるため「◎」ということだと思います。しかし、実際には「見直し・検討」と書かれていました。これは研修を受講したものの、実際にボランティア活動に参加する人が少ない点を課題として挙げられているのだと思います。そうしますと、養成人数という「アウトプット」は達成しているものの、実際の活動参加という「アウトカム」については達成できていないという状況が、こちらの記述になってくると思います。従って第10期計画に向けては、「養成数」と「養成後に実際に活動した人数の割合」という2段階の指標に設定すると、よりわかりやすいのではないかと思います。</p> |
| 事務局 | <p>先程、委員長がおっしゃいました点ですが、ご意見を検討してまいりたいと思います。あと、「見直し・検討」に関しましては、昨年度から社会福祉協議会に委託し、「介護予防いきいきポイント」を始めています。こちらは特別養護老人ホームの施設等での話し相手や花の水やり、読み聞かせなどのボランティア活動に参加いただいたらポイントを付与するという仕組みで、まず社会福祉協議会の説明を受けて登録をしていただき、各事業所・特養等で「受け入れて良い」という事業所を登録させていただいて事業を進めています。ボランティアという観点からはこちらを付け加えたいという思いから、「検討」も含めています。</p>                                                                                                                      |
| 委員長 | <p>ご意見ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委員  | <p>4頁の「孤立死亡防止の取組」で、目標値が相談件数になっている項目がいくつかあります。これは件数が多い方が良いと言って良いのかなという疑問があります。相談先があることを知ってもらい、たくさんの人に相談に来てもらうという意味では件数が多い方が良いと思うのですが、そもそも相談者が多いということは悩んでいる人が多いということでもありますので、それで良いとは言えない気がします。数字だけではなくて「相談件数は減ってきたとしても、こういう良い変化があった」といったことが記載できるような工夫があった方が良いと思います。次の計画を策定する際には、単純に数字だけではなく、そういった視点も取り入れた方が良いと思いました。</p>                                                                                                   |
| 委員長 | <p>ただいまのご意見について、事務局の方はいかがでしょう。この達成状況についての表の記述がそのまま計画に載るわけではないのですが、これも資料として出ていくものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p>指標につきましては、この「件数」ということで出ておりまして、単に数値で「△」「○」「◎」という形で評価しております。こちらは大阪府からの照会を基とした資料であり、目標に対しての評価は、最後の頁に掲載の表記となります。ただし、「課題と対応策」にある内容や、委員のおっしゃるような内容を踏まえて考えていかなければならないと思っており、記載方法等について検討したいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 委員長 | <p>はい、次にご意見ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委員  | <p>6頁に「ケアプランの点検」という項目がありますが、次回に向けてのお願い</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>があります。現在、ケアプランの点検件数は 32 件、訪問介護計画書等の点検は年間 4 件と、ケアマネジャーを対象に丁寧に取り組んでいただいているのは承知しています。しかし、事業所によっては泉大津市だけでなく、堺市、大阪市、高石市、岸和田市、和泉市からも点検される状況です。年間を通してみますと、ケアプラン点検のために相当な日数を割かれてしまっているのが実情です。研修の負担も含め、ケアマネジャーの業務に支障が生じることもあるため、こうした点を配慮いただきたい。例えば、同じ講師が担当される場合等、いろいろな意見を聞いていただけると助かります。</p>                                                                                 |
| 委員長 | <p>いかがでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>大阪府主催の給付適正化研修会という、ケアプラン点検や住宅改修点検等の項目について、府内の市町村が集まり「どのような基準で点検を行っているか」を共有する会議があります。そちらの会議においても、ケアプラン点検で何度もケアマネジャーを呼び出すような事態はなるべく減らしていこうという意見は毎回あがっています。しかし、点検抽出対象となった場合、年に何度も別の市町村へ足をお運びいただかなければならないのが現状です。そうした全体会議の場におきまして、何度も同じケアプランを提出していただくような重複を回避できるよう、議題としてあげていきます。</p>                                                                                      |
| 委員長 | <p>他によろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員  | <p>1 頁目の「定期的な健診受診の勧奨」についてですが、特定健診の目標値が 60% に対し、実績は 41.2% となっています。割合から言いますと、自己評価が「○」ということによろしいのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局 | <p>目標値につきましては、国の基準で特定健診が 60% に設定されております。がん検診は国の基準が高いため市独自の基準としておりますが、それぞれの割合を合わせますと、約 65% になります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委員  | <p>医師会としては「○」という評価をしていただいているものの、非常に反省しなければならないと感じています。各がん検診の受診率がやはり 1 桁台や 20% 以下にとどまっている現状です。この点につきまして、皆さまに周知していただくとともに、医師会としても広報活動を含めて啓発に努めていかなければならないと考えておりますので、皆さまご協力のほどよろしくお願いします。と言いますのも、この大腸がん検診は 7.2% の受診率ですが、10 名以上の方の早期発見につながっておりますので、できるだけ受診率を上げていきたいと考えています。</p>                                                                                            |
| 委員  | <p>1 つだけいいですか。3 頁の「緊急通報体制整備事業」は、ボタンを押すと緊急通報につながる事業のことだと思うのですが、最近は固定電話を解約される方がいます。私の知人でも「携帯電話を持っているから固定電話は外そう」と思い、業者にも確認した上で外したのですが、結局携帯電話では緊急通報装置が機能しない。このように、意図せず貸し出し件数が減ってしまう事態は避けるため、固定電話を外そうとしている時の注意喚起や周知のフォローを入れていく必要があると思います。「固定電話を外したから緊急通報はもう不要」と自ら望んで解約する人は少ないのではないのでしょうか。件数の減少について、意図せず外れていっているケースも多いのではないかと気になり、この周知などを一緒にすれば、もう少し目標数値に近づくのではないかと思います。</p> |
| 委員長 | <p>事務局の方は、何かありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>緊急通報装置の貸し出しについては、貸し出しが決定したタイミングで市から</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>お渡しする書類にて、「貸し出しになる」旨と「固定電話の回線を使っているため、解約される場合には使えなくなる」旨の周知はさせていただいています。ただ、最初のご案内だけでは行き届かない面があるのも確かだと感じています。また、業者にも同様の説明を行うよう求めています。徹底しきれていない部分もありますので、ご意見につきましては、業者とも再度話し合いをさせていただきます。市としても固定電話の解約については、課題意識を持っており、また、携帯電話との二重払いとなることから、固定電話を外される方が近年増えており、対応の難しさを感じています。</p> |
| 委員長 | <p>業者との連携については、対応をお願いします。それでは、この案件につきましては以上とします。</p> <p>次に（４）事業所アンケート結果報告について事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>案件４．事業所アンケート結果報告について説明</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員長 | <p>ではただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員  | <p>10 頁の今後新規に展開したい介護サービスについて「自費サービス（保険外サービス）」が 7.8%と高くなっていますが、自費サービスとはどのようなサービスを指すのか。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 委員長 | <p>内容についてわかりますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局 | <p>調査票は後ろに添付していますが、具体的な自費サービスの内容までは記載を求めている形式の質問となっています。そのため、どのような内容を展開したかという詳細までは回答を得られていません。ただ、一般的な自費サービスとしては、介護保険サービスにとらわれない独自のサービスを指す場合が多く、例えば介護保険の基準を超えた訪問支援などを独自に展開されるケースがあります。そうしたサービスを今後新たに展開したいという回答が 7 件あったという結果です。</p>                                                |
| 委員  | <p>具体的な内容は記載されていないものの、何かサービスを展開したいという意向がある。7.8%という数字は、何かをしたいと思われていると思うのですが、12 頁の〔３〕にも「外出同行」の記載があります。自費で行われている外出同行のケースも聞いたことがあります。具体的にどういった内容なのでしょう。要介護認定を受けている方が、「観光等に付き添ってもらいたい」「半日ほどついてきてほしい」といった要望を聞いたことがあります。そういったものが「外出同行」にあたるのかどうかを教えてください。</p>                            |
| 事務局 | <p>介護保険外のサービスについて、例えば「外出同行」を例にお話しさせていただきますと、日常生活を維持するための移動ではなく、観光や趣味のための外出等、生活維持に直結しない外出場合があります。そうしたことに伴う外出への同行や必要な身体介助につきましては、介護保険外の自費サービスとして提供しているかと思います。</p>                                                                                                                  |
| 委員  | <p>それは自費サービスの一例であって、事業所がそうしたことをしたいと回答しているわけではないのか。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>10 頁の回答との直接の関連性はないと思います。10 頁の記載は自費サービスに対する事業所からの回答であり、詳細は記載されておりません。12 頁の「外出同行等」は、利用者からの旅行の同行等の要望はあるのかもしれませんが、介護</p>                                                                                                                                                          |

|     |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 保険サービスには該当しないため、「等」と記載としています。                                                                                                                                                                                             |
| 委員  | あくまでも保険外のサービスということですね。                                                                                                                                                                                                    |
| 委員長 | 他にいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                               |
| 委員  | 有効回収率と各設問の中に「無回答」というのが多くあります。例えば 14 頁と 15 頁の人材の確保状況ですと、無回答の率が高いものがあるのですが、この無回答は有効な回答としてみなしているのか、どういう区別をされているのか教えていただきたい。この無回答が多いというのは設問自体に問題があるのか、そのあたりは今後見直す必要があると感じました。                                                 |
| 委員長 | はい、いかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局 | 報告書の最初に記載しております回答数につきまして、逆に無効となるケースについて説明をいたしますと、白紙で返された場合や回答の意思がない旨を記載されているような調査票が該当します。一方、設問ごとの無回答につきましては、各設問が空欄で提出されたものを集計しており、「有効回答数」という表記と、グラフ内の「無回答」という表記で区別を行っています。                                                |
| 委員長 | よろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                |
| 委員  | 34 頁の「泉大津市に不足しているサービス」にあります、「夜間対応型訪問介護」につきまして、これから一人暮らしの高齢者や在宅生活を希望される高齢者が増え、利用ニーズが高まるかと思いますが、今後どのようにして増やしていく等、考えはありますか。                                                                                                  |
| 委員長 | 事務局の方いかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                            |
| 委員  | 難しいようでしたら結構です。                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | サービスについては、現段階で具体的に「こうなります」とお答えするのは難しい状況です。なお、現在市内には夜間対応型訪問介護はございません。<br>また、不足しているサービスの 2 番目にあがっていましたが「小規模多機能型居宅介護」については、今年 4 月に北豊中町にて改修工事しており、この 12 月から開設する予定となっています。そちらをご活用いただくことで、不足している部分を解消できるかと考えております。              |
| 委員  | 私も一人暮らしなので、そういう状況になった時には来ていただきたいと思い、質問させていただきました。                                                                                                                                                                         |
| 委員長 | 小規模多機能型居宅介護は訪問・通所・宿泊が利用できるサービスとなっているため、利用に向けた周知をしていきたいと思います。<br>他にございませんでしょうか。                                                                                                                                            |
| 事務局 | 前回の委員会において、報告いたしました「泉大津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査 結果報告書」におきまして、一部修正がございましたので、ご報告させていただきます。<br>修正内容につきましては、本日机に置かせていただいております「泉大津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査 結果報告書 修正箇所」をご覧ください。<br>報告書 167 頁在宅介護実態調査の問 10、「認知症自立度」において、修正前の |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>2行目、「要介護1・2を、修正後の2行目、認知症自立度の「Ⅱ」と修正させていただきます。</p> <p>また、この他に、文章の句読点等の修正等がございましたが、委員長にご相談・ご確認いただいた上で、簡易な修正として取扱いさせていただきましたことを、あわせてご報告させていただきますとともに、ご了承いただきますようお願いいたします。</p>                                                                                  |
| 委員長 | <p>ただいまの説明につきまして、ご了承のほどよろしく願いいたします。</p> <p>では次の案件に入ります。「計画構成案について」事務局より説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>案件5. 計画構成案及び差し替え資料について説明</p>                                                                                                                                                                                                                               |
| 委員長 | <p>ただいまの説明につきまして、何かご意見、質問がありましたらお受けいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 委員  | <p>3頁の「第10期計画の基本指針のポイント」にあります、「2040年問題」を見据えての計画策定とのことですが、2040年は高齢化のピーク時で、事前に、2035年あたりをピークに置くほうがよいのではないのでしょうか。ピークを迎えてからではなく、事前に2035年を見据えて検討していく方がよいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。団塊の世代、団塊ジュニア世代、氷河期世代が重なる部分があり、5年前の時点でそういった問題に直面するといった視点を踏まえて見直す必要があるのではないかと考えています。</p> |
| 委員長 | <p>2040年を踏まえてということですが、今からが大事ということで、国も今回示しているものは2040年問題を踏まえて議論されており、それらが盛り込まれているのですが、事務局お願いします。</p>                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>おっしゃるとおり2040年を見込んでおります。2040年に団塊ジュニア世代が65歳となるという点につきましては2頁にも記載しております。今期の計画におけるサービス量につきましては、さらに先を見込んだ形で表記することになるかと思えます。そこにピークを持っていくかという点ではなく、まず第10期計画に記載し、サービス見込み量につきましては2040年を見込んだ形で表記させていただき素案を出させていただこうと思っております。</p>                                      |
| 委員  | <p>表記は表記として、やはりピークを手前に見据えたほうがよいと思います。その時期になってから「もう少し早くやっておけばよかった」という問題になってほしくない。</p>                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>ある程度、介護保険を利用される量としてサービス見込量を推測しますので、2035年にピークを見込むということではなく、保険料等の関係もあるため、それらを見込みながら策定する予定でございます。</p>                                                                                                                                                         |
| 委員長 | <p>他にご質問・ご意見はありますか。</p> <p>ないようですので、ただいまの説明につきましても以上とさせていただきます。それでは次に「その他」の案件ですが、何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、以上で本日の案件につきましては全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。司会を事務局にお返しします。</p>                                                                                   |
| 事務局 | <p>委員長、ありがとうございました。委員の皆さま並びに出席されました皆さまにおかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これももちまして令和8年度第2回泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計</p>                                                                                                                                           |

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
|  | <p>画推進委員会を閉会いたします。</p> <p>(終了)</p> |
|--|------------------------------------|